

# 令和8年度奄美世界自然遺産保全・活用推進事業（持続的観光の推進） 業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度奄美世界自然遺産保全・活用推進事業（持続的観光の推進）業務委託

## 2 事業の趣旨

- (1) 奄美の世界自然遺産は、遺産登録後も「顕著で普遍的な価値」の完全な形での保護と、その価値を将来にわたって維持するための適切な管理が必要とされている。  
さらに、近年、世界遺産には「持続可能な開発への貢献」が強く認識されるようになり、世界遺産の保全と利用を通じた地域の社会、経済、環境の持続可能性の確保も求められるようになってきている。
- (2) 鹿児島県（以下「県」という）では、平成28年3月に策定した奄美群島の計画的な観光管理の方針「奄美群島持続的観光マスタープラン」及び「世界自然遺産奄美トレイル基本構想」（以下「トレイル基本構想」という。）に基づく検討と取組を推進するとともに、世界遺産委員会からの要請事項への対応を検討するものである。

## 3 履行期限

令和9年3月19日（金）

## 4 委託業務の内容

### (1) 奄美群島世界自然遺産保全・活用検討会自然利用部会（以下「部会」という。）の開催

県事業及びその他県や地元市町村等で実施している事業等の進捗状況の共有と意見収集のため、部会を奄美大島及び徳之島で各1回開催する。なお、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域連絡会議 奄美大島部会及び徳之島部会」（以下「地域連絡会議部会」という。）との共同開催とする。

開催にあたっては、会議の企画・運営及びそれに係る資料（進行、会議資料、議事録等）の作成や参加団体との調整（日程の調整・手配）、会場の手配及び設営、参加者のとりまとめ等を行うこと。

### (2) 関連会議等の記録作成等

#### (ア) 森林管理情報交換会

令和4年12月に日本政府が世界遺産委員会に提出した保全状況報告及び「奄美大島・徳之島における森林施業方針」に基づいて開催される森林管理情報交換会（1回、1回あたり2時間程度）の議事録を作成すること。

#### (イ) 利用適正化連絡会議

利用の適正化を検討するにあたって実施する現地調査、ヒアリング等（3回程度）にかかる謝金を支払うこと。

### (3) 業務打ち合わせ

計3回程度打合せを行うこと。なお、打合せ方法は原則オンラインとする。

## 5 成果品

成果品として、以下を提出すること。

- ・委託業務報告書 2部
- ・委託業務報告書に係るデータ CD-R：2枚

## 6 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県自然保護課奄美世界自然遺産室（以下「遺産室」という。）、その他関係団体が提供できる既存の資料等を活用して、効率的に業務を遂行すること。
- (2) 委託業務の進捗状況等については、遺産室の指示に従い、随時報告すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、遺産室と協議し、その指示に従うこと。